

# 「嬉野市デスティネーションキャンペーン用観光素材集作成業務委託」 プロポーザル実施要領

本実施要領は、嬉野市デスティネーションキャンペーン用観光素材集作成業務委託(以下「本業務」という)を委託する事業者を選定するための企画提案(以下「本企画提案」という)について、参加事業者が仕様等を十分理解し、的確に履行できる技術力を有するかを審査し、選定するために、必要な事項を定めたものである。

## 1 業務概要

### (1) 業務の目的

2022年10月～12月に、佐賀県と長崎県でデスティネーションキャンペーン(DC)が開催されることが決定した。DC期間中に嬉野市へ観光客を呼び込むために、旅行会社等へ向けて市の観光素材を紹介し、旅行商品造成の促進を図りたい。

そこで、嬉野市の観光素材を収集、整理し、観光素材集を作成する。

### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

### (3) 履行期間

契約の日から令和3年9月30日まで

### (4) 委託予定上限額(消費税及び地方消費税含む)

2,310千円

## 2 参加資格要件

本件プロポーザルに参加できる者は、以下の全てを満たす事業者等とし、本業務委託を的確に遂行するに足る能力を有するものとする。

なお、参加要件確認のため、所管の警察署へ照会する場合がある。

- (1) 本事業を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。
- (2) 過去に同種の業務を受託した実績があること。

ただし、次の各項に掲げる者は、参加事業者となることはできません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)により、更生手続き開始の申し立てをしている者
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)により、再生手続き開始の申し立てをしている者
- (4) 契約の日以前6か月以内に金融機関において、不渡り手形を出している者
- (5) 参加表明書の提出期限までに官公庁から指名停止措置を受けている者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びに

それらの利益となる活動を行う者。

- (7) 嬉野市暴力団排除条例（平成 24 年嬉野市条例第 2 号）第 2 条第 4 号の規定に該当する者
- (8) 国税・都道府県民税及び市町村民税を滞納している者

### 3 契約締結までのスケジュール

内 容	日程・期限
公募開始	令和 3 年 6 月 25 日（金）
質問書の提出期限	令和 3 年 7 月 2 日（金）午後 5 時 00 分必着
参加表明書提出期限	令和 3 年 7 月 2 日（金）午後 5 時 00 分必着
参加資格審査結果通知	令和 3 年 7 月 6 日（火）発送
質問書への回答	令和 3 年 7 月 8 日（木）までに回答
企画提案書提出期限	令和 3 年 7 月 19 日（月）午後 5 時 00 分必着
審査（プレゼンテーション）	令和 3 年 7 月 27 日（火）※詳細は別途通知する。
審査結果通知	令和 3 年 7 月 29 日（木）予定
審査結果の公表、契約	令和 3 年 8 月上旬

### 4 募集方法

本市ホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

### 5 参加手続き等

参加を表明する者は、参加表明書とともに以下の添付書類を提出し、参加資格審査を受けるものとする。

(1) 参加表明書及び添付書類（以下「参加表明書類」という。）の構成

- ア 参加表明書（様式第 1 号）
- イ 会社概要（最新のもの。パンフレット等の使用も可。）
- ウ 直近年度の決算書
- エ 業務実績一覧（任意様式）

※行政機関における過去 5 年間の業務実績のうち、本業務と類似又は関連する業務を対象とする。業務実績一覧には「発注機関名」「業務名」「契約金額（消費税込み）」「業務の概要」を記載すること。

オ 納税証明書の写し（参加表明書提出の前 3 か月以内に発行された証明書で、国税、参加表明する者の所在地における都道府県税又は都税及び市町村民税又は特別区税

の未納がないことを示すもの。)

カ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し（参加表明書提出の前3ヵ月以内に発行された証明書）

(2) 参加表明書類の提出

参加表明書類1部を以下の通り持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明書類は、(1)の添付書類一式を綴り込み、表紙に業務名称及び提出業者名を記入すること。

ア 受付期間：令和3年6月25日（金）から令和3年7月2日（金）までとする。

持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は期限内に必着とする。

イ 提出先：嬉野市役所嬉野庁舎2階 嬉野市産業振興部 観光商工課

(3) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、令和3年7月6日（火）までに書面により発送する。

(4) 提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者は、企画提案書（様式第2号）に以下の添付資料を添付のうえ、1部提出すること。なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに「辞退届」（様式第3号）を提出すること。

ア 提出期限：令和3年7月19日（月）午後5時まで

イ 受付場所：嬉野市役所嬉野庁舎2階 嬉野市産業振興部 観光商工課

ウ 添付書類：提案事項（任意様式）及び業務実施体制（任意様式）、業務工程表（任意様式）、見積書（任意様式、消費税込み）

エ 提出方法：持参又は郵送とする。持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は期限内に必着とする。

## 6 企画提案の内容

(1) 別添の業務仕様書に記載している業務内容について提案すること。

(2) 作業スケジュールについては、想定する作業項目や工程ごとに記載すること。

(3) 要員計画

本業務の人員体制及び各工程における人員配置予定を記載すること。

※提案者、委託者の役割分担を工程ごとに記載する。

(4) 業務の監理、サポート体制

(5) その他の提案

本業務に関連して、特記すべき提案等の事項があれば記載すること。

## 7 質問回答

(1) 質疑の受付

ア 受付期間：令和3年7月2日（金）午後5時まで

## イ 質問の方法

本業務について質問のある者は、末尾に記載する問い合わせ先の電子メールアドレス宛に送信すること。送信に当たっては、表題を「嬉野市デスティネーションキャンペーン用観光素材集作成業務」とすること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質問受付の終了時刻に関しては受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は市が行うものとする。ただし、電話による受信確認は差し支えない。

## (2) 質疑に対する回答

ア 回答予定日：令和3年7月8日（木）予定

イ 回答方法：市ホームページにて回答する。なお、本業務にあたる質問のみに回答するとし、全ての質問に回答するとは限らない。

## 8 最適提案者の選定方法等

### (1) 審査方法

提案書の内容等について明瞭化のため、市が設置する選定委員会において、提出書類に基づいてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最適提案者及び次点者を選定する。

### (2) 評価基準等について

別表「プロポーザル審査基準表」のとおり。

### (3) 最適提案者の選定方法

① 前項の(2)に基づいて採点を行い、失格者を除いた者のうち、最高得点を得た者を最適提案者として選定するものとする。

② 最高得点を得た者が複数となった場合は、以下の基準により最適提案者を選定するものとする。

ア) 評価項目「2. 企画立案・実施に関する評価」の小計得点の最高得点を得た者を最適提案事業者とする。

イ) ア)の最高得点を得た者が複数となった場合は、「1. 基本的要件に関する評価」の小計得点の最高得点を得た者を最適提案事業者とする。

ウ) イ)の最高得点を得た者が複数となった場合は、「3. 見積金額の評価」の小計得点の最高得点を得た者を最適提案者とする。

エ) ウ)の最高得点を得た者が複数となった場合は、抽選により最適提案者を選定するものとする。

③ 参加者が1者のみの場合でも、審査を実施する。

④ ①、②にかかわらず、総合得点の6割未満の得点の場合は、最適提案者として選定しない。

### (4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 「2 参加資格要件」を満たさなくなった者
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に審査委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 見積額が委託上限額を超過している場合
- ⑥ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

## 9 審査（プレゼンテーション）の実施

### (1) 実施日

令和3年7月27日（火）を予定

※詳細な日時・場所については、別途通知する。

### (2) 提案者出席者数

3名以内

### (3) プレゼンテーションに要する時間

概ね30分（説明20分、質疑応答10分）程度とする。ただし、提案者数に応じてプレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

### (4) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションの内容は提出された提案書に基づくものとする。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

### (5) プレゼンテーションに要する機材

パソコン、プロジェクタ及びスクリーンは市が準備する。ただし、パソコンについては提案者の持ち込みも可とする。

## 10 審査結果の通知・公表

最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。また、最適提案者と次点者のみ市ホームページで公表する。

なお、審査結果及び審査内容についての質問・意義申し立ては一切受け付けない。

## 11 契約手続等

- (1) 選定された最適提案者は、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

- (2) 選定された提案者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載

した辞退届（様式第3号）を提出すること。

- (3) 別添「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、業務内容及び委託料について、双方確認のうえ契約上限額の範囲内において変更を行う場合がある。

## 12 その他

(1) 費用負担

本実施要項に基づく全ての手続きに関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 著作権等

提案参加者が提出した提案書類の著作権は、提案参加者に帰属する。ただし、市が公募型プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。なお、提案参加者が提出した提案書類の返却は行わない。

(3) 提案書

同一の参加者から複数の企画提案書の提出は受け付けない。

(4) その他

本実施要項に定めるもののほか、必要な事項については、市が別に定める。

### 【問い合わせ先及び書類提出先】

嬉野市産業振興部 観光商工課（担当：江口、一ノ瀬）

〒843-0301 嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 番地 TEL 0954-42-3310 Fax 0954-42-2960

電子メールアドレス：kankou@city.ureshino.lg.jp